

令和 5 年 7 月 総会議事録

日 時 令和 5 年 7 月 19 日 (水)
午後 1 時 00 分
場 所 豊橋市役所 東 86 会議室

豊橋市農業委員会

- 1 日 時 令和5年7月19日(水)
午後1時00分開会 午後1時47分閉会
- 2 場 所 豊橋市今橋町1番地
豊橋市役所 東86会議室

3 議事及び報告

(1) 議案

- 議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第29号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第31号 農用地利用集積計画について(利用権の設定)
議案第32号 農用地利用集積等促進計画について(利用権の移転)
議案第33号 農用地利用集積計画について(所有権の移転)
議案第34号 相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている
旨の証明について
議案第35号 相続税納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認
について

(2) 報告

- 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について
(事務局長専決)
報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について
(事務局長専決)
報告第3号 農地法第6条第1項の規定による報告確認について
報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第5号 現況証明について

4 その他

(1) 連絡事項

5 出席委員

1番 池田 和浩	2番 石橋 正通	3番 太田由美子
4番 加藤 正雄	5番 河合 孝子	6番 河根 規雄
7番 小林 澄夫	8番 小林 尚美	9番 近藤 好幸

10番 酒井 保	11番 陶山 哲	12番 高畑 隆一
13番 高部 宏生	14番 中野 安男	15番 彦坂 幸
16番 日向 勉	17番 廣田 良二	18番 藤城ひろみ
19番 星野 鉄典	20番 前田 裕子	21番 松井 耕治
22番 水野 敏久	23番 村松 桂子	24番 村松 史子

6 欠席委員 なし

7 職務のため出席した者（事務局）

農業委員会事務局 4名 農業企画課 2名

8 議事の経過

事務局 定刻となりました。

ただ今から豊橋市農業委員会 令和5年7月総会を開会いたします。
近藤会長、よろしくお願いたします。

会 長 <あいさつ>

それでは、総会を始めます。

なお、「豊橋市農業委員会 総会 会議規則」第4条の規定により、
私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願致します。

議 長 出席委員は、委員総数24名中24名で過半数に達していますので、農
業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立いたし
ます。

次に、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員については、
私から2名指名したいと思いますが、異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認め、

議席番号11番 陶山哲委員、同13番 高部宏生委員 を議事録署名
委員に指名します。

それでは議事に入る前に、農地法等に基づく許可案件について、7日
の書類説明会、農業委員による現地調査を経て、本日の総会までの間に
おいて、今月の審査案件に関する変更等について事務局から説明があり
ます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

農地法第3条関係は、

番号1番の、豊川市に照会していた経営農地の利用状況について、
7月12日に全部効率利用要件を満たしている旨の回答がありました。

番号 2 番の、雑草が繁茂していた経営農地について、7 月 12 日に現地調査を行い是正の完了を確認しました。また出荷先について聞き取りを行ったところ、複数の業者に出荷しているとのことでした。

番号 3 番から 6 番の、所有農地の一部で雑草が伸びていたとお伝えした件について説明会后、地中に用水の管が埋まっているところに機械を入れてしまわないように、意図して木を生やしているとの連絡がありました。

番号 12 番から 14 番の、東広島市に照会していた経営農地の利用状況について、7 月 14 日に全部効率利用要件を満たしている旨の回答がありました。書類説明会にて指摘のあった、今後の規模拡大に際して人員の増加は行うのかについて、行政書士を通じて事業者を確認したところ、農林水産大臣の認定した経営改善計画に沿った人員計画を持っている旨の回答がありました。認定計画においては常時雇用を 3 人、臨時雇用を 9 人にまで増やすとされています。また事業としては申請者だけでなく、協力業者 2 社とともに合同で行っている事業であるため、なにかあったときには 3 社で連携して対応に当たるとのことでした。7 月 12 日にこれらのことを記載した書面の提出がありました。

そのほかについては変更、取下げ等はございません。

以上です。よろしくお願いいたします。

事務局

はい、議長。

転用関係につきましては、7 日の説明会以降、取り下げ変更等はございません。

それではよろしくお願いいたします。

議長

変更等については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは、精読時間を 5 分間設けますので、それぞれ議案に目を通してください。

(精読時間 5 分)

議長

それでは、5 分経過しましたので、精読時間を終わります。

これより議事に入ります。

議長

資料 1 議案第 28 号

「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号 1 番から 14 番までの 14 件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第 28 号、1 ページをご覧ください。

番号 1 番から 14 番までにつきまして、書類説明会でご説明したとおり、許可基準である農地法第 3 条第 2 項各号の許可できない項目に該当しませんでした。申請地及び所有農地も全て問題がありませんでした。

全案件とも周辺地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

詳細につきましては議案をご覧ください。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言 願います。

委員 「進 行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許可することに決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

議長 続きまして 同じく資料 1 議案第 29 号

「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号 1 番の 1 件を上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第 29 号、3 ページをお願いします。

番号 1 番の 1 件につきましては、書類説明会時にご説明したとおり、立地基準一般基準とも許可基準を満たし、申請地も問題ありません。

補足説明は次のとおりです。

信用性については、特段の疑義はありません。

周辺農地等に係る営農条件の支障については、隣接地が農地以外である案件です。

一時転用については、該当ありません。

以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言 願います。

委員
議長

「進行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

全員
議長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって、本案は原案を「可」として 豊橋市長に進達することに決しました。

議長

続きまして 同じく資料1 議案第30号

「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から15番の15件を一括上程いたします。

なお、番号7番、14番、15番は酒井委員、及び同居の御親族が申請者のため「農業委員会等に関する法律」第31条第1項の議事参与の制限に該当いたします。

関係案件のみ審議の際に一時退席をお願いします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第30号、4ページから6ページをお願いします。

番号1番～15番までの15件につきましては、書類説明会時にご説明したとおり審査会での指導や調整により、立地基準・一般基準とも許可基準を満たし、問題ないことが見込まれます。

補足説明は次のとおりです。

信用性については、番号3番は完全始末書が添付され是正を行う案件です。

周辺農地に係る営農条件への支障については、隣地承諾書の添付があるか、承諾を得た旨の記載がある案件は番号4番・5番・8番・9番・11番・14番です。隣接地が申請地所有者と同一であるか、農地以外である案件は番号1番～3番・6番・7番・10番・12番・13番・15番です。

一時転用については、番号5番・8番・9番が該当し、番号5番が電線張替に伴う工事敷地の案件で22ヶ月間、8番・9番が営農型太陽光の案件で10年間の計画です。全て農地復元誓約書の添付があります。

詳細については、議案をご覧ください。

- 以上です。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。
- 議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
先ほど説明しましたが、議事参与の制限により番号 7 番、14 番、15 番の 3 件、それ以外の案件と 2 つに分けて審議していきたいと思ます。
- まず、番号 7 番、14 番、15 番の 3 件を審議いたします。
酒井委員は退席してください。
- 〈酒井委員 退席〉
- それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言 願います。
- 委 員 「進 行」
- 議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。
- 全 員 「異議なし」
- 議 長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案を「可」として 豊橋市長に進達することに決しました。
酒井委員は復席してください。
- 〈酒井委員 復席〉
- 議 長 続きまして、番号 7 番、14 番、15 番を除く 12 件を一括審議いたします。
それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。
- 委 員 「進 行」
- 議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。
- 全 員 「異議なし」
- 議 長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案を「可」として 豊橋市長に進達することに決しました。
- 議 長 続きまして 別添資料 1-1 議案第 31 号
「農用地利用集積計画について (利用権の設定)」を議題といたします。
利用権設定の番号 1 番から 350 番までの 350 件を一括上程いたしま

す。

なお、番号 279 番は高部委員が申請者のため「農業委員会等に関する法律」第 31 条第 1 項の議事参与の制限に該当いたします。

関係案件のみ審議の際に一時退席をお願いします。

内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企
画課

はい、議長。

議案第 31 号 農用地利用集積計画（利用権の設定）について、説明させていただきます。

農地中間管理事業を利用した農地の利用権の設定においては、農用地貸出希望申込書の提出があったもののうち、7 月 25 日付契約開始分について、農用地利用集積計画を作成いたしましたので、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の規定に基づき、審議をお願いするものでございます。

別紙資料 1-1 をご覧ください。1 ページから 60 ページの農地中間管理事業におきましては、愛知県農業振興基金に利用権を設定し、同基金から担い手へ利用権を設定する案件が 350 件 751 筆 868,843.87 m²でございます。これらは旧農業経営基盤強化促進法第 18 条 3 項の各要件を満たしているものと判断します。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。

先ほど説明しましたが、議事参与の制限により番号 279 番の 1 件、それ以外の案件と 2 つに分けて審議していきたいと思えます。

まず、番号 279 番の 1 件を審議いたします。

高部委員は退席してください。

〈高部委員 退席〉

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言 願います。

委員
議長

「進行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり決して異議ございませんか。

全員
議長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

高部委員は復席してください。

〈高部委員 復席〉

- 議長 続きまして、番号 279 番を除く 349 件を一括審議いたします。
それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。
- 委員 「進行」
- 議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。本案については、原案のとおり決して異議ございませんか。
- 全員 「異議なし」
- 議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決しました。
- 議長 続きまして 同じく別添資料 1-1 議案第 32 号
「農用地利用集積等促進計画について（利用権の移転）」を議題といたします。
利用権移転の番号 1 番の 1 件を上程いたします。
内容については、市農業企画課に説明を求めます。
- 農業企画課 はい、議長。
議案第 32 号 農用地利用集積促進計画（利用権の移転）について、説明させていただきます。
農地中間管理事業を利用した農地の利用権の移転にかかる申し出があったものについて、農用地利用集積促進計画の作成をいたしました。農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき、審議をお願いするものでございます。
別紙資料 1-1 をご覧ください。61 ページの農地中間管理事業におきましては、新たな担い手に利用権を設定し、9 月 1 日付で利用権が移転する案件が 1 件 3 筆 1,811.00 m²でございます。
ご審議のほどよろしく願います。
- 議長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言願います。
- 委員 「進行」
- 議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。
- 議長 本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。
よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。

議 長 続きまして 同じく別添資料 1-1 議案第 33 号
「農用地 利用集積 計画について（所有権の移転）」を議題といたします。
所有権移転の番号 1 番から 2 番までの 2 件を一括上程いたします。
内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農 業 企 画 課 はい、議長。
議案第 33 号 農用地利用集積計画（所有権の移転）について、説明させていただきます。
農地流動化の申出があったもののうち、6 月 26 日開催の農地銀行運営委員会議におきまして、農業経営基盤強化促進事業に仕分けられたため、豊橋市農地銀行会長から計画策定の依頼があった所有権移転について、農用地利用集積計画を作成いたしましたので、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条（農用地利用集積計画の作成）の規定に基づき、審議をお願いするものでございます。
今回の案件につきましては、2 件 2 筆 2,876 ㎡でございます。これら当該地につきましては、農業振興地域内の農用地であり、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条 3 項の各要件を満たしているものと判断します。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。本案については原案のとおり決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 続きますして 資料 1 に戻り 議案第 34 号
「相続税 納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題といたします。
番号 1 番から 3 番までの 3 件を一括上程いたします。
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。
議案第 34 号 7 ページをご覧ください。
議案第 34 号は継続して相続税納税猶予を受けるため 3 年ごとの更新の証明です。
それぞれの特例適用農地における作目等や農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。
この 3 件の 3 年更新における相続税納税猶予に関する証明については、現地調査及び相続人からの聞き取り調査をした結果、相続人は引き続き農業経営を行っている適格者であることを確認しました。
以上です。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。本案については、本証明書を発行することに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。
よって本案は、さよう決しました。

議 長 続きますして 同じく資料 1 議案第 35 号
「相続税 納税猶予に関する 特例農地等の利用状況確認について」を議題といたします。
番号 1 番から 3 番までの 3 件を一括上程いたします。
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。
議案第 35 号 8 ページをご覧ください。
議案第 35 号は相続税の申告期限から 20 年を経過するため、免除にあたっての現況確認です。
それぞれの特例適用農地における作目等や農地の状態については、備

考欄に記載のとおりでした。

この3件については、現地調査をした結果、その利用状況は、すべて農地であることを確認しました。

以上です。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言 願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、この内容を豊橋税務署に報告することを承認することに決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

議長 以上で本日の総会に付議された議案は、すべて終了いたしました。

議長 次に報告事案について、事務局に報告を求めます。

事務局 はい、議長。報告させていただきます。資料19ページをお願いします。

報告第1号の番号1番から4番までの4件、及び10ページからの報告第2号の番号1番から14ページ31番までの31件については、いずれも市街化区域内の農地転用の届出で、農地法に定められた要件を満たした適正な届出でしたので、それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。

次に15ページをお願いします。

報告第3号の番号1番から4番までの4件については、農地所有適格法人からの報告です。この報告は毎事業年度終了後3か月以内に農業委員会に提出するものです。すべて要件を満たしていることを確認しました。

次に16ページをお願いします。

報告第4号の番号1番から17ページの11番までの11件については、備考欄に記載の利用集積公告を合意解約した旨の通知がありましたので、報告書に記載の日付で受理しました。

次に18ページをお願いします。

報告第5号の番号1番から3番までの3件については、20年以上非農地であることの現況証明です。願い出の現況及び添付書類を審査の

上、14日付けで証明を行いました。

なお、固定資産税の課税状況ですが、番号1番は雑種地、番号2番は田、番号3番は宅地課税でした。

報告は以上です。

議長 報告事案については、ただ今事務局からの報告のとおりです。

以上で、「農業委員会等に関する法律」第6条第1項に係わる議案及び報告を終了いたします。

議長 ただ今から総会を一時中断いたしまして豊橋市農地銀行運営委員会議を開催いたします。 (午後1時33分中断)

<農地銀行運営委員会議>

議長 総会を再開いたします。 (午後1時35分再開)

議長 その他、何かありませんか。

なければ、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

(午後1時47分終了)

以上のとおり会議の次第を記録し、議事録署名者とともに署名します。

令和5年7月19日

議長
(会長 近藤 好幸)

議事録署名者
(議席番号 11 番 陶山 哲 委員)

議事録署名者
(議席番号 13 番 高部 宏生 委員)